

# 定 款

## 第 一 章 総 則

- 第 一 条 この法人は社団法人整体協会と称する。
- 第 二 条 この法人は事務所を東京都世田谷区瀬田一丁目九番七号に置く。
- 第 三 条 この法人は理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

## 第 二 章 目的及び事業

- 第 四 条 この法人は体癖その他体育に関する事項の調査、研究、研修を行い、もって国民個々の体力発揚に寄与することを目的とする。
- 第 五 条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 一、体癖に基づく整体法構成の研究会、講演会、研修会の開催
  - 二、会員に対する整体法実践の個人指導
  - 三、整体法のコンサルタントの養成指導
  - 四、整体法に関する刊行物の発行
  - 五、その他日的達成のために必要な事業

## 第 三 章 会 員

- 第 六 条 この法人の会員の種別は次の通りとする。
- 一、正会員 普通会員の中から総会の決議で選ばれた者
  - 二、普通会員 この法人の目的に賛同し普通会費を納める者
  - 三、賛助会員 この事業を賛助し、賛助会費を納める者
  - 四、特別会員 この法人の事業を後援し、特別会費を納める者
  - 五、名誉会員 この法人に対し特に功労のあった者の中から理事会の決議をもって推薦された者
  - 六、家族会員 会員の家族で家族会費を納める者
- 各会員の納める入会金並びに会費の額、その他会員の権利義務については別に細則をもって定める。
- 第 七 条 会員になろうとする者は、会員の紹介を経、入会金及び会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 第 八 条 会員は、この法人が刊行する刊行物の優先的配布を受けることができる。
- 第 九 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
- 一、退会
  - 二、禁治産及び準禁治産の宣告
  - 三、死亡、失踪宣告
  - 四、除名
- 第 十 条 会員で退会しようとする者は理由を付して退会届を提出しなければならない。
- 会員が会費を三年以上滞納した時は、退会したものとみなすことができる。
- 第 十 一 条 会員が次の各号の一に該当するときは理事会の決議を経てこれを除名する。
- 一、この法人の会員としての義務に違反したとき
  - 二、この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に反する行為のあったとき

第十二条 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

#### 第四章 役員及びその他の機関並びに職員

第十三条 この法人には、次の役員を置く。

理事六名以上十名以内（内会長一名、副会長二名及び常務理事一名）  
監事二名

第十四条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は互選で会長一名、副会長二名及び常務理事一名を定める。

第十五条 会長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。

第十六条 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

第十七条 監事は、民法第五十九条の職務を行う。

第十八条 この法人の役員の任期は二年とし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

役員にしてその任務を怠り又はその任務にたえない場合、又は役員たるにふさわしくない行いのあった場合には、その任期中といえども総会の決議により解任することができる。

第十九条 役員は有給とすることができる。

第二十条 この法人には名誉会長一名及び顧問並びに参加若干名を置くことができる。

名誉会長及び顧問、参加は理事会の推薦により会長が委嘱する。

名誉会長、顧問及び参加は重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第二十一条 この法人の事務を処理するため、書記等の職員を置く。職員は会長が任免する。

職員は、有給とする。

#### 第五章 会議

第二十二条 理事会は、毎年二回会長が招集する。但し会長は会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の二分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

理事会の議長は、会長とする。

第二十三条 理事会は、理事現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

理事会の議事は、この定款に別段の定がある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第二十四条 通常総会は、毎年一回会計年度終了後二箇月以内に会長が招集する。

臨時総会は、理事又は監事が必要と認めたとき、いつでも招集することができる。

第二十五条 会長は、正会員現在数の五分の一以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第二十六条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は会議のつど正会員の互選で定める。

第二十七条 総会の招集は少くとも十日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面又はこの法人の発行する刊行物の公告をもって通知する。

第二十八条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

- 一、事業計画及び収支予算
- 二、事業報告及び収支決算
- 三、財産目録及び貸借対照表
- 四、その他理事会において必要と認めた事項

第二十九条 総会は正会員及び特別会員のうち理事会の決議をもって選ばれた者をもって構成し、各一箇の議決権を有する。総会は前項の議決権を有する会員現在数の二分の一以上出席しなければその議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

第三十条 総会の議事は、この定款に別段の定がある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第三十一条 総会の議事の要項及び議決した事項は会員に通知する。

第三十二条 総会及び理事会の議事録は議長が作成し、議長及び出席者代表二名以上が署名なつ印の上、これを保存する。

## 第六章 資産及び会計

第三十三条 この法人の資産は、次の通りとする。

- 一、この法人設立当初整体協会から継承した別紙財産目録記載の財産
- 二、入会金及び会費
- 三、事業に伴う収入
- 四、資産から生ずる果実
- 五、寄附金品
- 六、その他の収入

第三十四条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

基本財産は別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

運用財産は、基本財産以外の資産とする。寄附金品であつて、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

第三十五条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の決議を経て、郵便貯金、銀行、信託銀行の預金、その他確実な有価証券となし、会長が保管する。

第三十六条 基本財産は、消費し又は担保に供してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の決議を経、且つ、文部大臣の承認を受けて、その一部を処理し、又は担保に供することができる。

第三十七条 この法人の事業遂行に要する費用は、入会金、会費、事業に伴う収入及

び資産から生ずる果実、寄附金品等の運用財産をもって支弁する。

第三十八条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、会長が編成し、理事会の決議を経て文部大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

第三十九条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後二箇月以内に会長が作成し、財産目録、貸借対照表及び事業報告書並びに会員の移動状況書とともに監事の意見をつけて、理事会及び総会の承認を受け文部大臣に報告しなければならない。

この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の決議及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

第四十条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び総会の決議を経、且つ、文部大臣の承認を受けなければならない。

借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第四十一条 この法人の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

## 第七章 定款の変更並びに解散

第四十二条 この定款は、理事会及び総会において、おのおのの三分の二以上の決議を経、且つ、文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第四十三条 この法人の解散は、理事会及び総会においておのおのの四分の三以上の決議を経、且つ文部大臣の許可を受けなければならない。

第四十四条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会においておのおのの四分の三以上の決議を経、且つ、文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

## 第八章 補 則

第四十五条 この定款施行についての細則は、理事会の決議をもって別に定める。

## 附 則

第四十六条 従来整体協会に属した会員及び権利義務の一切は、この法人で継承する。

第四十七条 この定款は、文部大臣の許可のあった日から施行する。

第四十八条 この法人設立当初の理事及び監事は、次の通りである。

理 事（会 長） 野 口 晴 哉

理 事（副 会長） 森 武 臣

理 事（副 会長） 吉 識 雅 夫

理 事（常務理事） 木 村 正 文

理 事 福 原 俊 丸

理 事 江 川 幸 一

理 事 小 松 朝 勝

監 事 内 田 保 蔵

監 事 安 田 機 作

昭和三十一年五月二十三日 文 部 省 許 可

昭和三十九年二月七日、同十一月十一日	変更認可
昭和四十八年十二月二十七日	変更認可
昭和五十一年二月二十八日	変更認可
昭和五十二年八月八日	変更認可